

町会員のみなさまにお願いです！

みなさまには、日ごろから町会運営・生産組合運営に対し、各段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、町会、生産組合から下記のとおり、二点、お願いがあります。

記

1. 水路・河川へのごみ捨て禁止について

最近、町内の水路や河川および牛殺川への、ごみのポイ捨てが度々目撃されています。水路や河川へのごみのポイ捨ては、地域環境の維持向上を願うみなさまの思いに反するばかりでなく、罰則を伴う不法投棄に当たる可能性もあります。また、美観を著しく損なうのはもちろん、水質汚濁の原因になるとともに、流水阻害を引き起こしたり下流の用排水ポンプなどにも悪影響を及ぼすため、営農、防災を妨げることにもなります。

水路、河川へのごみ捨て（不法投棄）は厳に慎み、安全かつ快適な生活環境を維持していきましょう。

※福久町町会では、市より奨励を受け年に3回程度、牛殺川の清掃を行っており、毎回、多くのごみを回収しております（町内の水路も牛殺川に流れ込みます）。水路、河川へのごみ捨ての禁止と清掃活動に何とぞご協力をお願いいたします。

2. ごみステーション利用におけるルールの徹底について

以前からお願いしていることですが、ごみ出しや資源回収で町会のごみステーションを利用する際は、ステーションに持っていく前に、各自で出すものの種類や大きさ等が回収の基準に合っているかどうかを、市発行の冊子等でよく確認してください。また、埋立ごみを出す場合は、燃やすごみ同様、市指定ごみ袋に各世帯のごみ排出番号を明記してくださいようお願いいたします。回収基準に合わなかったため会館の倉庫に数日間保管したり、基準に合うよう当番や役員が解体整理したりする事態が度々起こっています。

ごみステーションの利用にあたってはルールに則ってご利用くださるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

※年度当初に市から各世帯に配布された「家庭ごみ 分け方出し方」を参照してください。また、インターネットで「金沢市 ごみ分別辞典」で検索し、本市のごみ分別辞典を開くと、様々な品目別にゴミ分別の詳細が掲載されていますので参考にしてください。

以上です。みなさんで協力して住みやすい町をつくっていきましょう。よろしくお願いいたします。